

## 第4回休眠預金等活用審議会 議事録

1. 日時：平成29年9月5日（火）16:00～18:05

2. 場所：合同庁舎4号館2階共用第3階特別会議室

3. 出席者：

（委員等）小宮山会長、飯嶋委員、飯盛委員、北地委員、野村委員、服部委員、  
小河専門委員、岸本専門委員、工藤専門委員、栗林専門委員、  
駒崎専門委員、白井専門委員、経沢専門委員、宮城専門委員  
（御欠席：萩原委員、程委員、牧野委員、宮本委員、曾根原専門委員）

（代理人）福山修平氏（程会長代理代理人）

（政 府）幸田内閣府審議官、森金融庁総務企画局企画課調査室長

（説明者）文部科学省 坂本科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課長  
多摩大学大学院 堀内特任教授

（事務局）田和政策統括官（経済社会システム担当）、前田休眠預金等活用担当室室長、  
岡本休眠預金等活用担当室参事官

4. 議事：

- （1）地方公聴会の進め方について
- （2）ヒアリング結果及び意見交換会の報告
- （3）中間的整理(案)について
- （4）文部科学省「センター・オブ・イノベーション（COI）プログラム」について
- （5）ソーシャルファイナンスについて
- （6）その他

5. 議事概要：

○前田室長 それでは、定刻となりましたので、第4回「休眠預金等活用審議会」を開催させていただきます。

なお、会議の内容等につきましては、会議中にSNS等での発信は、お控えいただきますよう、お願いいたします。

それでは、会長より、議事の進行をお願いいたします。

○小宮山会長 まず開会に当たりまして、代理人等の方の紹介をいたします。

本日は、程委員が御欠席ですが、休眠預金等活用審議会運営規則第4条第1項ただし書きの規定によりまして、アクセント株式会社福山修平様に、程委員の代理人としての出席及び発言を認めることといたしますので、よろしくをお願いいたします。

また、本日は、法第40条及び審議会運営規則第4条第3項の規定により、意見聴取のため、文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課長、坂本修一様、多摩大学大

学院特任教授、堀内勉様に御出席いただいております。

議事に入りたいと思います。

議事「1. 地方公聴会の進め方について」です。

お手元の資料1といたしまして、地方公聴会の進め方について、御報告です。

前回の審議会において、私に御一任いただきましたので、事務局と相談の上、資料1のとおり、地方公聴会の進め方、各公聴会に御対応いただく委員、専門委員の皆様の分担等を決めさせていただきました。

また、公聴会に御対応いただいた委員、専門委員の皆様には、第5回審議会の際に報告をお願いしたいと思います。

事務局より、詳細を御説明いただきたいと思います。

○前田室長 それでは、資料1「地方公聴会の開催について」をごらんいただきたいと思っております。

「1. 開催の趣旨」でございますけれども、ただいま会長からもお話がございましたが、下から2行目のところをごらんいただきたいと思っておりますが、これから御議論いただきます、中間的整理につきまして、地方公聴会を開催して、国民や各地方の現場で活動する団体等の意見を幅広く伺いする、これが趣旨でございます。

「2. 日程等」でございますけれども、9月20日の岡山を皮切りに、9月26日に大阪、29日に東京、同じく29日に福岡、そして、月が改まりまして、10月2日に仙台ということで、開催を予定しております。

具体的な会場、御参加いただきます、委員、専門委員の先生方につきましては、見出しのとおりでございます。

当日の内容でございますが、下のところに○で書いておりますが、まず御挨拶をいただきまして、その上で、趣旨とも重なりますけれども、中間的整理等について、事務局から説明させていただきます。その上で、会場との質疑応答等を行っていただくということでございます。

説明は、以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○小宮山会長 御対応いただく委員、専門委員の皆様には、後日、必要事項を御連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。

議事「2. ヒアリング結果及び意見交換会の報告」です。

前回、御賛同いただきましたとおり、7月12日、13日の2日間、合わせて計44名からヒアリングを行ったほか、別途、25名から資料の提出をいただきました。その一覧を資料2-1にまとめております。

それでは、ヒアリングの概要について、事務局から報告をお願いします。岡本参事官、お願いします。

○岡本参事官 それでは、A3の資料でございます、こちらに基づいて、簡単に御説明したいと思っております。

国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題として、向こう5年間優先的に取り組むべき課題及び解決に向けた手法として、具体的に何が想定されるのかという観点から、2日間、計8時間以上にわたり、ヒアリングを実施いたしました。

ヒアリングに御出席された団体の法人形態を申し上げますと、民間公益活動の担い手には、社団・財団法人、NPO法人にとどまらず、社会福祉法人、学校法人、株式会社等も含まれ得るということから、今回、ヒアリングした団体にも、多種多様な法人形態が含まれております。

また、主な活動区域を見ますと、都道府県内にとどまるものから、複数地域、あるいは全国をベースに活動している団体まで、広く含まれております。

それでは、分野別に主な御意見を御紹介させていただきます。

1枚目のところでございますが、分野①として、子ども及び若者の支援に係る活動に関しましては、12団体からヒアリングを行ったほか、5団体より資料提出を受けております。貧困や貧困の連鎖の解消、あるいは意欲あるものに対する学習機会の確保を目指すものが多数あったと思われま

す。2枚目をおめぐりいただきますと、分野②でござい

ます。日常生活または社会生活を営む上で困難を有する者の支援に係る活動に関しましては、9団体からヒアリングを行ったほか、4団体より資料提出を受けました。就労、自立支援や貧困対策、あるいは居住支援等を目指すものが多数あったのではないかと

思われま

す。3枚目でござい

ます。分野③でござい

ます。地域社会における活力の低下、その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動に関しましては、13団体からヒアリングを行ったほか、9団体より資料提出を受けました。高齢者対策、後継者育成、農業及び観光業活性化、エネルギー問題など、地域の多様性を反映するような形で、さまざまな課題が御提示されたのではないかと

思われま

す。最後でござい

ますが、資料の4枚目でござい

ます。資金提供者、中間支援団体等から見た上記3分野の社会課題に関しては、公的な制度がない分野、あるいは制度からはみ出す分野、緊急性が高い分野、キャパシティビルディングに活用すべきではないかという意見が複数あったのではないかと

思われま

す。その一方で、優先的に解決すべき社会課題につきましては、当事者によって異なるので、限定しないことという指摘をした中間支援団体もござい

ました。

資料2に関する説明は、簡単ですが、以上でござい

ます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ただいまの説明にもありましたとおり、ヒアリングを実施した結果を踏まえた意見交換会を、日程の都合がつく委員、専門委員にお集まりいただき、8月25日に開催いたしました。

概要につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

○前田室長 それでは、右上に資料2-2という形で、クレジットを振らせていただい

いる資料をごらんいただきたいと思います。

去る8月25日に、ただいま会長からもお話がありましたとおり、ヒアリングを踏まえまして、意見交換会を開催させていただきました。

そこで出ました主な御意見を御紹介させていただきます。

総論につきまして、○の1つ目でございますが、ヒアリングの結果を踏まえると、優先課題は多様で絞り込めないのではないかと。また、中間支援団体からは絞り込まない、あるいは絞り込めないという意見も出ていたということが、お話としてはありました。

2点目でございますが、休眠預金の交付金ですけれども、ばらまくということはあってはならないだろう。限りある資金の使途を絞り込む必要がある。その判断を誰がどの段階で決めるか、それを審議会できちんと決めるべきである。

○の3つ目でございますが、透明性、説明責任の確保、こういった観点から、成果を国民にしっかり示す、こういうことが大前提である。

○の4つ目になります。審議会がどの課題を優先するのかということを決めるのではなくて、指定活用団体、資金分配団体における相互主体的な関係のもと、指定活用団体において決定することが望ましいのではないかと御意見がありました。

次の対象の絞り込みについてでございますけれども、○の1つ目でございますが、支援の出口や対象とする事業ステージを勘案したポートフォリオになじむものを選べば、それがある程度絞り込みになるのではないかと。

○の2つ目ですが、優先枠を設ける発想もあるのではないかと御意見です。

○の3つ目でございますが、課題と革新性を掛け算いたしまして、マトリクスの中で、どのセルなら効果が発揮されるかということ、見るやり方もあるのではないかと御意見です。

一番下になります。課題を発見し、適切な解決方法を見つけるに当たっては、現場において別途調査し、その結果に基づく必要があるのではないかと御意見がございました。

裏面をごらんいただきたいと思います。関連いたしまして、資金分配団体についての御意見でございますが、どちらかといいますと、今、イメージされているのは、既存の団体ですけれども、これに縛られる必要はないのではないかと御意見がございました。

人材育成でございます。

○の1つ目のところでございますが、非資金的支援の担い手、その他事業の実施に際して、必要な能力を備えた人材の育成は喫緊の課題であるという御意見がございました。

○の2つ目ですが、人材育成に休眠預金等を活用することも、重要なのではないかと御意見がございました。

その他という形で、整理させていただいておりますが、プレーヤーの連携を円滑化したり、あるいは優良取組の横展開、こういったものをするためのICTを活用した情報提供体制の整備の必要性がございます。

一番下の○になりますが、2023年の5年後見直しの時点で、成功事例を世の中に示せるようにする必要があるのではないかと御意見をいただいたところでございます。

説明は、以上でございます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

次の議題として、中間的整理（案）につきまして、御議論いただくことになっているわけですが、ただいま御報告にありました、ヒアリング結果や意見交換会の際に出された意見につきましては、主要論点2.、優先的に解決すべき社会の諸課題というところで、まとめて御議論をお願いすることにいたします。

議事「3. 中間的整理（案）について」の意見交換に移りたいと思います。

中間的整理（案）は、第1回から第3回審議会までに、委員、専門委員の皆様からいただいた御意見をもとに、事務局で整理したものです。

事務局から中間的整理（案）について、説明をいただきたいと思います。前田さん、お願いします。

○前田室長 それでは、資料3-1と右上に付されております、資料をごらんいただきたいと思います。「休眠預金等活用審議会における議論の中間的整理（案）」ということで、お示しさせていただいています。

なお、この資料の見方でございますが、各ページの一番左端に5の倍数のアラビア数字が入っておりますけれども、これは行数を示しておりますので、御参照いただければと思います。

「1. 休眠預金等活用審議会におけるこれまでの検討状況」でございます。これにつきましては、ただいま会長からもお話がありましたが、1回目から3回目の審議等を踏まえた、議論の経緯を述べさせていただいているものでございます。詳細な説明は、割愛させていただきます。

2ページ目でございます。ここからが、まさに今回の中間的整理（案）の肝になってくる部分でございます。

上から2行目のところに、I. 既に審議された主要論点と整理させていただいておりますが、御案内のとおり、これまでの3回の審議会におきまして、真正面から議論をした論点に係る部分でございます。

主要論点1. 法の基本理念の具体化の部分でございます。

この部分につきましては（1）休眠預金等を民間公益活動に活用することの部分、行数で申し上げますと、23行目あたりからごらんいただきたいと思いますが、公的財源の不足を単に埋めるために、休眠預金等を活用しないことを大前提として、本来、行政が行うべき施策とは切り離れた上で、既存制度が対象としていなかった人々が抱える課題に焦点を当て、前例のない取組や法や制度のはざまに落ちているような取組、社会の諸課題と一般に認識されていないゆえに、対応が遅れているといった分野を中心に、休眠預金等を活用すべきであるという御意見をいただいて、そういった記述をさせていただいています。

さはさりながら、次は32行目あたりでございますが、行政との連携や協働は不可欠であるということも、入れさせていただいているところでございます。

3ページをごらんいただきたいと思えます。(2) 自立した担い手の育成と資金を調達できる環境の整備の促進でございます。

①自立した担い手の育成の部分でございますが、7行目の後半あたりでございますけれども、こうした活動の自立した担い手の育成に当たっては、資金支援を行うに当たっては、休眠預金等に依存した団体を生まないための仕組みが必要である。

10行目になりますが、その一方で、単に資金支援を行うだけではなく、非資金的支援をあわせて行い、さらに伴走型を行うことによって、組織の能力強化を図ることが不可欠である。

15行目あたりになりますが、我が国のソーシャルセクターの現状を鑑みると、人材の育成は喫緊の課題である。こうした人材育成に、効率的かつ効果的な資金の活用を実現する上で、極めて重要であると考えられるという御意見を入れております。

次の行になりますが、社会の諸課題の解決に必要なプレーヤーの連携を円滑化したり、優良な取組の横展開に資するためのICTを活用した、情報提供体制などの整備も必要である。

ちょっと飛びますが、22行目をごらんいただきたいと思えます。事業に応じた支援の最適な出口や資金提供のタイミング等に関する基本的な考え方を整理し、支援の出口を見据えた上での事業活動のステージに応じたにに応じた支援方法、評価に応じた資金提供方法、事業としての持続可能性を向上させるための手法を検討する必要があるということでございます。

②でございますが、ここにつきましては、27行目の後半あたりからごらんいただきたいと思えますが、休眠預金等と呼び水として、民間からの資金を幅広く呼び込む環境整備を行う必要があるという御意見を入れさせていただいております。

(3) でございますが、4ページ目をごらんいただきたいと思えます。

①多様な意見の適切な反映、②透明性確保や情報開示の徹底という項を立てさせていただいております。

②の行数で申し上げますと、9行目の後半あたりからでございますが、休眠預金等の活用サイクル全体を通じた透明性確保や情報開示を徹底すべきであると、入れさせていただいております。

(4) 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮という部分でございますが、こちらの部分につきましては、21行目の真ん中あたりからですけれども、資金分配団体を選定するに当たっては、地域バランスも十分考慮される必要があるとの意見があったと、入れさせていただいております。

(5) でございますが、こちらの部分につきましては、27行目あたりの後半でございますけれども、従来の行政政策の弊害として指摘されてきた過度な公平性や一律性、縦割りとは一線を画した柔軟な姿勢で、効率的で効果的な運用を行うことが重要である。

1文飛びますが、ただしということで、31行目あたりでございますけれども、コミットした成果が着実に達成されているかを把握するため、指定活用団体及び資金分配団体は、モニタリングを継続的に行うことが必要であるとさせていただきます。

4ページの終わりの部分では、非資金的支援を行うための専門性等を確保するためのコスト、こういったものについての考え方の整理をすべきであるという御意見を入れさせていただきます。

5ページでございます。主要論点2. 休眠預金活用により優先的に解決すべき社会の諸課題ということで、これは先ほど資料2-2で説明申し上げましたが、去る8月に開催いたしました、意見交換会での御意見を踏まえて、このところに記述を入れさせていただきます。

真ん中、16行目あたりでございますけれども、ヒアリングにおいては、3分野を通じて、子ども・若者に関し、貧困や貧困の連鎖の解消等々、こういったものを目指すものが多数あったものの、他方で、優先的に解決すべき社会の諸課題は、当事者によって異なり、多種多様であったことを踏まえ、審議会としては、基本方針の策定段階で絞り込むべきではなく、民間の創意工夫を生かす観点からは、むしろ指定活用団体及び資金分配団体における相互主体的な関係のもと、指定活用団体において、決定することが望ましいのではないかという意見があったということで、入れさせていただきます。

次のパラグラフでございますが、行数で申し上げますと、23行目になりますが、休眠預金の活用による成果については、事前に達成すべき成果についてコミットした上で、その進捗状況について、継続的にしっかりと検証・評価を行うことは、必要不可欠であるということを入れさせていただきます。

26行目からの部分でございますが、具体的な事業の絞り込みに当たりまして、支援の出口や対象とする事業のステージを勘案したポートフォリオに対応させていけばよいのではないかといった意見、そして、IT等の最新技術の活用、プレーヤーの連携、民間資金をさらに呼び込むためのレバレッジ、こういったものを見込むということで、共通して求める要件を設定して行うことが望ましいのではないかという意見があったという形で、まとめさせていただきます。

6ページをごらんいただきたいと思います。6ページ以降、すなわち、主要論点3以降の部分につきましては、秋以降、本格的に議論していただくことになっているものでございます。ただ、これまでの審議会で、さまざまな御意見をいただいておりますので、それぞれの主要論点ごとに整理して、記述させていただいているものでございます。

そういう意味でいいますと、II. 秋以降の審議会で本格的に議論する主要論点ということで、先ほどの主要論点1と主要論点2とは、区別して整理させていただきます。

主要論点3の部分でございますが、(0)総論の部分でございますけれども、指定活用団体については、しがらみを脱する観点から、従来にはない柔軟性のある新組織を前提とすることが望ましいという御意見でございました。

13行目の終わりあたりからになりますが、指定活用団体自体が社会の諸課題を解決するための専門性を有するソーシャルイノベーションの担い手であるという位置づけをするべきである。そして、自らが社会に対して生み出した成果についても、具体的に説明する責任を有している旨、これを明記すべきであるという意見があったことを紹介させていただいています。

20行目あたりでございますが、指定活用団体と資金分配団体や民間公益活動を行う団体との関係でございますけれども、これにつきましては、過度に管理的・統制的になるのではなく、相互主体的な関係性を構築する必要があるという意見を入れさせていただいております。

(1) 資金分配団体に対する助成、貸付けの部分につきましては、31行目あたり、制度上は公募により選定されることはなっておりますけれども、その際に留意すべき事柄を記述させていただいているところでございます。

7ページでございますが(2) 民間公益活動を行う団体に対する貸付けということで、パイロット事業の検討についての御意見を入れさせていただいております。

(3) でございますが、この部分につきましては、人材育成が急務であるということで、研修機能も有する必要があるという御意見を入れさせていただいております。

(5) その他につきましては、ごらんいただければと思います。

ガバナンス／コンプライアンス体制の(0) 総論の部分でございますけれども、26行目の後半をごらんいただきたいと思いますが、既存の型にはめて議論するのではなく、モニタリングを軸とした、指定活用団体の使命の遂行にふさわしい組織のあり方を議論すべきとの意見があったということで、入れさせていただいております。

8ページ、主要論点4．指定活用団体の指定基準・手続の関係でございます。

(0) 総論の部分でございますが、指定活用団体自らも、達成すべき成果について事前にコミットした上で、どの程度達成できたかについて、十分な説明責任を果たすべきとの意見があったということで、入れさせていただいております。

(1) 指定活用団体の指定の基準でございますけれども、①、15行目になりますが、社会の諸課題の専門家集団である必要があるという意見があったということを紹介させていただいております。

ちょっと飛びまして、主要論点5．資金分配団体に求められる機能、ガバナンス／コンプライアンス体制でございます。ちょうど30行目あたりに書いてありますが、資金分配団体も、自ら達成すべき成果について事前にコミットした上で、十分な説明責任を果たすべきとの意見がありました。

次の行になりますが、地域の実情と課題を俯瞰的かつ具体的に把握する力を有していることが必要である。そのための情報収集、調査、関係団体との交流等を積極的に行うべきという意見があったことを紹介させていただいております。

9ページでございますが、上からちょうど1行目の真ん中あたりになりますが、社会の



諸課題の分析力、課題解決・新しい社会システムの提案に結びつくような資金支援プログラムの企画設計、実施能力、非資金的支援の提供能力、成果評価等の能力、こういった専門性の確保に係る所要のコストが担保されることが必要ではないかという意見があったことを、記述させていただいております。

次のパラグラフでございますが、行数で申し上げれば、7行目あたりになりますが、資金分配団体を固定化させるべきではなく、適宜、見直すべきという提案もあったということでございます。

次のパラグラフになりますが、指定活用団体と同様、資金分配団体についても、民間公益活動を行う団体との関係については、1行飛びますが、相互主体的な関係性を構築する必要があるという意見があったということで、入れさせていただいております。

次は、主要論点6でございます。

ここの部分の(1)成果に係る評価のあり方でございますが、行数で申し上げれば、30行目になりますが、事業の成果評価については、事業実施に係る全てのプロセスにおいて、評価をビルトインする仕組みを構築することとするという御意見を入れさせていただいております。

10ページでございますが(2)成果に係る目標に着目した助成・貸付・出資など、革新的な手法の開発の促進の部分でございます。

ここの部分につきましては、13行目あたりに、第3回審議会でお示しいたしました、革新的手法、その定義を引用させていただいております。

その上で、真ん中より下のほうになりますが、社会的リターンと経済的リターンの考え方について、整理させていただいております。その中で、24行目の後半になりますが、休眠預金等だけで成果を追求するよりも、休眠預金等と呼び水として、民間公益活動に係る資金を呼び込むほうが、より大きな成果を生み出すことが期待できるという御意見を入れさせていただいております。

その下で、経済的リターンと社会的リターンについて、それぞれいただいております意見を記述させていただいております。

11ページをごらんいただきたいと思っております。資金配分ポートフォリオの検討の部分でございますが、7行目あたりになりますが、事業ごとに最適な出口を見据えつつ、どのようなリターンの組合わせの事業を支援対象とし、どのようなバランスで配分していくかについて、資金のポートフォリオのイメージの具体化、そして、資金配分ポートフォリオを支える仕組みの設計を行う必要があるという御意見を入れさせていただいております。その上で、事業の各ステージの定義、時間軸の設定等について検討するとともに、ポートフォリオにかかります、基本的な考え方を整理することが必要ということも、入れさせていただいております。

主要論点7. その他ということで、民間公益活動を行う団体を選定するに当たりましては、事業の優良性とガバナンス/コンプライアンスの確保、この双方を追求し、両立でき

るような制度設計を進めるべきとの意見を入れさせていただいております。

最後のページになりますが「3. 今後、意見とりまとめに向けた議論において留意すべきとされた点」ということで、ちょうど4行目あたりからになりますが、法附則第9条、検討条項についてでございます。それから、衆参両院におきます附帯決議、こういったものを踏まえる必要がございます。

9行目からでございますが、見直し期限は、具体的に申し上げますと、2023年1月1日になりますけれども、ここまでに社会の諸課題の解決に向けた目に見える成果を、国民に対して、何らかの形で示していく必要があるということを入れさせていただいております。

「4. 今後の審議会の進め方」につきましては、地方公聴会の開催及び秋以降の議論の進め方について、コアになる部分を記述させていただいております。

甚だ簡単ではございますけれども、中間的整理（案）の説明でございました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入ります。

本日は、主要論点1と主要論点2を中心に御議論をいただきたいと思いますので、意見交換は、主要論点1、主要論点2、今後、本格的に議論を行う主要論点3以降という順で進めたいと思います。

御発言は、大変評判の悪い、3分ルールでやりますので、その旨、御承知おきください。

それでは、主要論点1について、御意見のある方は御発言いただきたいと思います。

これを立てるという形で、御発言の意思を示していただければと思います。

意見がなければ、論点2に進みます。

服部委員、どうぞ。

○服部委員 おおむね総論は、賛成という状態なのですが、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

3ページ目といいましようか、よく出てまいりますけれども、休眠の活用に当たって、民間からの資金を呼び水にするとか、幅広くもっと加えていくということなのですが、ここで言う民間というのは、どういったところを想定しているのかといったところが、まだまだ皆さんの中で共有されていないことがあります。政府系の金融機関はどうだろうか、財団はどうだろうか、民間の大手企業のことを指しているのだろうかとか、このあたりについても、今後、議論していったほうがよいのではないかと思います。

もう一点ですけれども、全体的にポートフォリオとか、私もよく使うのですが、片仮名といいましようか、そういったものをよく使っておりますが、それに関しては、金融の皆様にとっては、一般用語だと思いますけれども、一般的に大丈夫だろうかといったところを懸念しておりますので、そのあたりも御確認をいただきたいと思っております。

○小宮山会長 今のお話は、すぐのお答えでなくてもいいです。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

先ほど御説明がありましたか。ゴシックで書いてある部分とゴシックになっていない部

分があって、ゴシックになっているところは、比較的自信のあるところですので、意見がなくても、当然なのであります。

どうぞ。

○前田室長 補足させていただきます。

主要論点2は、審議会そのものではなく、先ほど申し上げました、意見交換会の中で出てきた御意見を踏まえて、入れさせていただいているのですが、主要論点1と主要論点2というのは、この審議会で、正面から論点として、説明、議論をいただいた部分ですので、そういった意味で、原則、文字をゴシック体にさせていただいている部分でございます。

ただし、主要論点2の法律の引用以外の部分は、意見交換会で出された意見を基本的にはめ込んでいるということございまして、そういう意味では、ゴシック体の部分とは違うのではないかとということで、明朝体、ちょっと細い字にさせていただいています。

6ページの主要論点3以降は、本格的にといいますか、真正面からは、秋以降に御議論いただく部分でございます。ただし、これまでの審議会でも、関連して、いろいろ御意見をいただいておりますので、せっかくいただいた御意見ですので、体系的に整理して入れさせていただいておりますが、ただ、くどいように申し上げますけれども、まだ正面から論点として議論しておりませんので、ここもゴシックではない、細い明朝体の字で入れさせていただいているということでございます。

○小宮山会長 詳しく説明すれば、そういうことになります。

主要論点1は、特によろしいですか。

それでは、主要論点2に移りたいと思います。休眠預金活用により優先的に解決すべき社会の諸課題ということですが、これに関しての御意見、御発言があれば、伺いたいと思います。

白井さん、どうぞ。

○白井専門委員 非常に細かいところなのですが、16行目のところで「意欲ある者に対する学習機会の確保を目指す」という表現なのですが、大抵社会課題になっているのは、意欲がないように見えるけれども、どうやって意欲を引き出すかとか、そういうところに課題がある場合が多いような感じがいたします。

文部科学省の審議会などに出ていまして、最近は、「意欲のある」とか、「能力がある者に対する」という限定は除く方向ですので「全ての子どもたち、全ての人たちに学習機会を確保」という形の書きぶりに変えていただいてもいいのではないかと思います。

細かいところで、すみません。

○小宮山会長 大事なことだと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがですか。工藤専門委員、どうぞ。

○工藤専門委員 私も細かいのですけれども、5ページの23行目で、主に人の支援をすることが多くなるように思いますので、実験みたいな言葉はどうなのだろうか。本意とは別に思われる方がいらっしゃる可能性がありますので、確かに社会的な実験かもしれません

けれども、特に子どもや日常生活の方々は、生身の人間なので、言葉としては、社会的実験という言葉は、違う形が望ましいというのが1つです。

その前に、これまでに行われていないという言葉は結構重くて、本当に行われていないかどうかを確認することは、意外と難しいということと、あるエリアでは行われているけれども、自分のエリアでは行われていないこともありますので、こういう細かいところが全体の議論に刺さってきてしまうと、前に進みづらくなっていくという意味においては、こういうところを少しずつ改定していければいいと思います。

以上です。

○小宮山会長 今の件は、かなり重要です。よくあるのです。社会的実験と言うべきではないという意見はあります。それが1つです。

それから、今までやられたことがないということと、どういうふうにか考えるかということとは、両方とも違う問題なのですが、とても重要なので、これは少し意見を伺ったほうがいいかもしれない。

皆さん、どう思われますか。駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 私は、社会的実験という言葉自体を使うことには賛成です。こうした公的事業はともすれば、必ずやると言いましたよね？みたいな形になってしまいましたが、実験であれば、ある種のリスクをとることができたり、あるいは走りながら考えたりという、事業的な試みもできるということがありますし、また、こうした社会的課題に関しては、正解のない中で、試行錯誤せざるを得ないという側面から考えると、実験という言葉は、あえて準公金を使うものの中で使っていくというのは、立場を明示化していいのではなかろうかと思います。もちろん支援対象の方々に対するリスペクトや敬意、そうしたものが、失われないような形を担保することで、モルモットのように扱っているという批判がないような形で、きちんと広報していく必要があるかと思います。

後者のやられたことがないということに関しても、イノベーションという言葉を使っているがゆえに、これまでにはなかったような取組であるとか、モデルであるとか、いずれにせよ、これまでとは違う形にしているということを出さなくてはいけないところがございまして、書きぶりはどうあれ、これまでとは違うアプローチであるということを強調することは、スキームの特徴をあらわすことになるのではないかと思います。

以上です。

○小宮山会長 今の件、ほかの方はどう思われますか。宮城さん、どうぞ。

○宮城専門委員 これまでになかった社会実験を指すのは、休眠預金の活用における取組の仕組み全体のことを指していると思ったのですが、そういうことではないのですか。

○前田室長 「まさに本制度は」と書かせていただいていますので、作文をした人間の気持ちといたしましては、休眠預金を活用した交付金によって支援するという、制度全体のことを指しているという意味合いでございまして。

○宮城専門委員 そういう意味では、支援する対象となる公益事業が、これまでになくも

のかどうかというのは、別のタイミングの議論になると思います。私は、そういうものを応援するべきだと思います。

○小宮山会長 本当にやったことがないかどうかなんて、わかりません。そういう意味でおっしゃっているのです。だから、そこは非常に重要なポイントで、やっている段階で、そんなことはあそこでやって失敗したと言われて、そうではなくて、あそこはこういう状況だったけれども、こういうところに適用するから、成功する可能性があるのだと言えれば、これは新しい試みなので、ここは、制度自体がということと同様に、新しい試みといっても、違う場に、違う形で適用すれば、新しい試みとか、その考え方というのは、柔軟に考えられることだと思います。

社会実験に関しては、誤解のないようにしないと、私も今まで何度もそういう経験をしていますけれども、誤解のないようにすることだと思います。工藤さんがおっしゃったのも、恐らくそういう意味ですね。

○工藤専門委員 説明責任、リスペクトはもちろんなのですが、一つ一つの言葉が怪しいといいたいまいしょうか、全体の文脈と余り関係がないところで、いろいろ問題が起こり得るときもあります。

駒崎専門委員の言ったことは、まさにそのとおりのことなのですが、一方で、そう受けとめられないときに、新しい取組自体が、変に足を引っ張られないようにしたいというのが、もともとの考えです。

○小宮山会長 注意して使うということで、最低、説明できるようにするということだと思います。

ありがとうございました。

ほかにどうですか。野村さん、どうぞ。

○野村委員 ありがとうございます。

私は委員でありながら、ヒアリングに参加することができませんで、御努力いただきました方に、感謝、お礼を申し上げたいと思います。

その上で、今回の意見交換等にも出ていますけれども、どの分野を絞り込むのかということ、どこがやるのかということが、問題として取り上げられているということは、理解いたしました。それはヒアリングをされた実感から、そういう話になったのだと理解していますが、ただ、この制度全体の中で、かなり重要なのは、お金が絡む問題ですので、特定の方にお金を使っただけのことに対して、国民全体から見て、一種の特別扱いとか、優遇されているという印象を与えないようにするためには、どうすればいいのかということ、かなり慎重に検討していくことが必要ではないかと思います。

分野の絞り方も、人ありきで分野が絞られるということが、当然出てくる可能性がありますので、そうなりますと、結局、この方を支援したいから、これが優先的課題になったのでしょうかという言われ方をしないようにするための仕組みづくりが一番大事で、そうなりますと、この審議会は、やや中立的に設けられている委員会ということにもなりますの

で、この審議会のコミットの仕方が、それを担保することに重要な役割を果たすという位置づけは、外さないほうがいいのではないかと考えている次第であります。

どこでそれを担保するのかは別にしましても、今回のお金の流れの中で、そういう批判が出ないようにするための仕組みづくりに、もう少し神経をとがらせてもいいのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。服部さん、どうぞ。

○服部委員 ヒアリングの後の意見交換会での話ではあるのですけれども、休眠の預金活用を通じて、社会セクターへの注目が高まることを目指していきたいという意見も出ましたので、私はその部分に対して、非常に感銘を受けました。

もちろんいろんな仕組みをこれからつくっていくことになると思うのですが、行き着く先に何があるのかといったところも、おいおい審議会で協議していくことができればいいと思っております。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

それでは、重要な点は出てきたような気がいたしますので、主要論点3以降について、ここから先はどこからでも結構ですので、御発言をいただければと思ひます。

北地さん、どうぞ。

○北地委員 一番最初の総論の下に書いてあるところです。

○小宮山会長 3ですか。

○北地委員 はい。

8行目になりますが、指定活用団体については、しがらみを脱する観点から、従来にはない柔軟性のある新組織という表現は、刺激的だと思います。つまりしがらみがあるということを前提にしていることと、先ほどの従来にはないということ、従来の検証もまだしておりませんので、この表現は刺激的だと思います。

○小宮山会長 書き過ぎということですか。

○北地委員 はい。

○小宮山会長 どうすればいいのですか。それを考えろということですか。

○北地委員 ちょっと時間をください。

○小宮山会長 要するに従来ある組織もあり得るだろうということですね。確かにそれはそうです。

○北地委員 新しいからといって、柔軟とも限らないかもしれません。

○小宮山会長 しがらみは脱したほうがいいですか。

○北地委員 しがらみがあることを前提に議論するのは、失礼だという気もします。過去に頑張られた方々もいらっしゃるのでね。

○小宮山会長 難しいです。

○北地委員 先ほどの議論でいきましたら、しがらみがあって、ある特定の方を前提にした制度になるのは、これはしがらみです。だけれども、前提にしていけないのですが、ずっと活動していた人たちもしがらみというのは、違うと思っています。

○小宮山会長 本当は具体的な表現まで言っていたけるとありがたいのです。事務局も大変だから、これから、3からその他の論点までやらなくてはいけないのだから。特に大学の先生はいろいろ知恵がおありでしょうから、具体案を示していただけると、一番ありがたいです。

駒崎さん、どうぞ。

○駒崎専門委員 私は、どちらかというところ、この業界に14年間いて、非常にしがらみを感じている者なので、既存のさまざまなしがらみから、自由な立場で、社会的評価に基づいて評価されるという新組織ができることを切望している身としては、ある種、そういったニュアンスというのは、どういう書きぶりにせよ、書かなくてはならないだろうと思います。

そうでなければ、これまでのように、ある財団にとっても好かれていたので、助成金が回ってきますとか、あるいはずっと助成されていたから、助成されますとか、そうした本筋のインパクトとは関係ないところで評価されてしまうところが、ある種、我々の業界の病理の1つではなからうかと思っておりますので、この表現は多少刺激的かもしれませんが、非常に重要な点を述べているような気もするので、御検討いただけたらと思っております。

○小宮山会長 両方御意見があるということですが、わかりました。

経沢さん、どうぞ。

○経沢専門委員 前も少し意見させていただいた内容かもしれないのですが、まずどこでチェックするののかというときに、お金を出すときとか、デューデリジェンス的なのか、お金を貸すときにどうするのかとか、貸すのか、出資するのか、その辺のお金が出る場所もあると思いますし、あとは、サービスというか、公共的な提供するときのジャッジメントという段階に入ったときは、使われる方、ユーザーという言葉がふさわしいかわからないのですが、そういう方の御意見というか、フィードバックをもとに、どういうふうに関後していくのかという視点があったほうが、結局、渡す側だけが評価されて、そこは癒着というか、しがらみというか、関連する部分ですけれども、使った人がどうかというのは、もう少し公共に近い観点だと思えました。

○小宮山会長 ありがとうございます。

今の考え方は、私の伺っている限りでは、継続的に評価していく、継続的に相互主体的、上から目線とか、どんと下にこうやると言うのではなくて、相互主体的かつ継続的に見ていくと、お互い刺激し合っていくという関係で、評価ができないのかということをお考えになって、いろんな文章を書かれていると伺っているのですが、そこら辺はどうですか。

○経沢専門委員 すみません、そのようなことが言いたかったので、大丈夫です。

○小宮山会長　そういうふうに表示できているかどうか、まだゴシックではないですからね。

○経沢専門委員　何となく一般人からのイメージというのは、そういう国の補助をもらうことが、もらう側も、あげる側も目的になってしまうというイメージを変えられたら、すごくいいと思います。

○小宮山会長　ここは非常に重要なポイントで、我々が新しく議論していることの1つの本当の意味です。

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。岸本さん、どうぞ。

○岸本専門委員　指定活用団体に求められる機能ということについてなのですが、前項の主要論点2にありました、社会課題の絞り込みについて、主要論点2の20行目では、そういったことは、審議会においての基本方針ではなく、指定活用団体及び資金分配団体における事項に任せるといった意見が出たということが記されています。

私は、主要論点2における20行目、21行目の意見を持つ者なのですが、その観点から言いますと、指定活用団体に求められる機能のところでは、およそ17行目から19行目のところだと思うのですが、中長期的な時間軸を見据えつつ、最適なパフォーマンスを提案できる団体、これをもう少し詳しく言うと、社会課題及び日本の地域社会の現状分析と、その現状をよきものに変えるための戦略の提案ということが、指定活用団体に求められる基本的機能ではないかと思えますので、そういった表現を、意識としては17行目から19行目と同じだと思うのですが、加えていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○小宮山会長　ほかにいかがでしょうか。

北地さんは、それを忘れていただけですか。

○北地委員　すみません。

○小宮山会長　服部委員が立てられましたね。どうぞ。

○服部委員　主要論点5の資金分配団体のところなのですが、9ページ目の一番上になります。資金分配団体も地域の現場とより一緒に伴走してというくだりがあります。これについては、私も賛成なのですが、非常にハードルの高い表現になっておりまして、分析力とか、いろんな能力、スキルが必要だということになります。

資金分配団体は、全国的に複数あるのではないかと思いますときに、各地域にこういったスキルを持った団体が、どの程度あって、どのような団体が手を挙げてくるのかというのは、まだわからないのですが、資金分配団体もこういうことをすることによって、彼ら自身がキャパシティービルディングになるようなということも想定したほうが、非常にスキルのあるところに、地域のものを出しましょうというところを、もうちょっとリサーチしてあったほうがいいと思っています。

○小宮山会長　なるほど。要するに最初から分析能力とか、今、高いことをするだけの状



況にあるかどうかということですね。

○服部委員 失礼な言い方かもしれませんが、語弊がなければと思います。

○小宮山会長 いや、わかります。それで、例えばだんだんこのプログラムが動く中で、お互い学び合いが進んで、そうなってくるといいという表現ができるといいかもしれません。私もそう思います。

○服部委員 そう思います。

○小宮山会長 どうもありがとうございました。

野村委員、お願いします。

○野村委員 ありがとうございます。

制度をつくるのが仕事なものですから、私自身の頭の中で、まだ十分整理できていないところについて、お話をさせていただければと思うのですが、基本的にこれらの中に登場人物がたくさんいるわけなのですけれども、誰が選手で、誰がキャプテンで、誰が監督で、誰がレフリーなのかということがよくわからないまま、同床異夢になっていて、それぞれの役割について、違ったイメージをそれぞれが持っている可能性があるような気がするのです。

中にはキャプテンのように、選手でありながら、まとめ役である人がいるということもありますけれども、通常はレフリーと選手は、一体ではないということは当然という形にはなってくると思うのです。

そうしますと、例えばこの審議会は、純然たるレフリーなのか、あるいは指定活用団体というのは、選手兼監督なのかみたいなところを、ある程度はっきりしていただいて、議論を進めていかないと、役割というのは決まってこない感じがします。これをはっきりさせないまま、それぞれの人が同床異夢のままで議論を進めていきますと、結局は、多様な仕事を与えられて、アップアップになってしまったりとか、あるいは利益相反が起こったりということもあると思いますので、そのあたりクリアカットできるような形で、議論していただければありがたいと思います。

○小宮山会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○北地委員 8ページが一番下の35行目のプログラムオフィサーというのは、先ほど片仮名が多いということもございましたが、この言葉の定義はございましたでしょうか。

今の野村先生のお話を伺ってしまして、この方は、どういう立場で説明すればいいのかということがわかりにくいと思いました。

○小宮山会長 プログラムオフィサー、これは事務局、説明してください。ここは何ですか。資金分配団体なのですか。

○岡本参事官 プログラムオフィサーは、この審議会で先生方が御発言されたものを書いておりますので、私が説明するのが適切かというのは、正直思うのですが、プログラムをつくられて、運営される方だというのが一般的だと思うのですが、それ以上の意味を何か

求めておられるのですか。

○北地委員 今の野村先生の話をお聞きして思っただけですけども、これはどちらの立場で、うまく監督といいますか、コミットしたことができるようにモニタリングされることも、機能として入っているのか、あるいはこの団体がそのままやりたいことを、意のままにお手伝いなさるのか、どちらの立場なのかというのがわかりにくいと思います。

○小宮山会長 これから書くのだから、どうぞ御自由にしてください。

○駒崎専門委員 一般論でプログラムオフィサーといった場合、助成財団で勤めている人で、助成の企画をして、来た応募を選んで、助成金をつけて、進捗をある程度管理して、報告書を受け取って、フィードバックするという一連の流れを統括する人のことを、一般論としては、プログラムオフィサーと言います。

○北地委員 章がガバナンス／コンプライアンス体制のところにあるので、そこで、いきなり出てきているのです。

○岸本専門委員 ガバナンス／コンプライアンスというのは、求められる機能のところではないですか。

○北地委員 そうしますと、資金団体が機能として、これを持つことがガバナンス／コンプライアンス体制であると考えますか。

○前田室長 機能論で、ガバナンスとかは、後ろにくるという位置づけです。

○北地委員 ここで一遍切って、後ろ半分で埋めればいいですね。結構です。

○野村委員 これも一般論なんですけれども、私が先ほど発言したのは、事業にコミットすると、監督はしにくくなるのです。一般的に自分がそれを推進している側に立ってしまいますと、まずいことが見えてきても、もう少し様子を見ましょうという話になりますし、厳しい発言はしにくくなるということなので、機能論とガバナンスは表裏一体のものであって、機能はある程度拡充するのであれば、別途、純粋にレフリー役の人を設けていくというつくり方に、一般社会というのは成り立っていると思いますので、指定活用団体に非常に過大な機能を持たせてしまいますと、結局のところ、ハンドリングできなくなってしまう可能性がありますから、矛盾するものは載せないほうがいいと思います。

ただ、逆に先ほど来からお話がありますように、実際に新しい事業を生み出して行って、この世の中で、本当にイノベティブな形のソーシャルな役割を担っていくものを育てていく、つくっていくということが必要なのだとすれば、指定活用団体には、そういった機能のある程度持っていただいた上で、もう少し別なところで、レフリーがちゃんと見守っているというか、場合によっては、ブレーキを踏む。要するに自動車学校で、隣に先生が座っていて、事故が起こりそうになったときだけは、必ずブレーキを踏まれるという仕組みは、どこかに設けておく必要があるのではないかという気がいたします。

○小宮山会長 今の議論に関係するあたりは、次の文科省のプログラムの運営の仕方とも非常に関係が深いのだと思いますが、重要なところだから、どうぞ。

○駒崎専門委員 この法律のたてつけとしては、先ほど野村先生がおっしゃったプレーヤ

一というのは、現場のNPOや公益事業を行う民間団体になります。それをサポートする役として、資金分配団体さんがいて、資金分配団体さんをサポートするのが、指定活用団体という役割分担になるので、NPOがしっかりやっているかどうかを見るのは、資金分配団体になり、また、資金分配団体がちゃんとやっているかというところを見るのは、指定活用団体になる。指定活用団体がちゃんとやっているかというのは、審議会でレフリーとして見られるという、相互ガバナンス体制にはなっていると思われま。

○野村委員 それは了解しているのですけれども、完全な同心円になってしまうと、同じことをただ繰り返しやっているだけで、屋上屋を重ねるだけになります。

○小宮山会長 同心円というのは、何ですか。

○野村委員 同じ機能が重畳しているとすれば、いわゆる屋上屋を重ねている形になりますので、専ら何がミッションなのかということが、ある程度はつきりしていないと、役割分担にならないと思います。結局、この人は現場に近いところで見ている、同じ物を相似形で、現場から少しリモートなところで見えていますでは、牽制がきかない場合がありますので、そこを、今、機能論として、議論しているのだと思いますから、そのあたりのところで、差別化できるところは、差別化するということです。

○小宮山会長 どういうふうにやったらいいのかという、具体論をお持ちですか。

○野村委員 私の個人的なイメージとしては、資金分配団体のほうが、どちらかというと、支援というのでしょうか、活動する人たちに対して、いろんなスキルを提供したり、ハンズオンとまではいきませんが、知恵を出したり、アドバイザー的な役割を果たしていくという形にすべきではないかと思っていまして、指定活用団体のほうは、どちらかというと、中立性を旨とした形で、具体的なサポートをするというよりは、サポートをしている人たちの間をモニタリングしているという位置づけのほうが、いいのではないかと思います。

○小宮山会長 そうしたガバナンスを明朗にしていく話と、それから、全体でキャパシティービルディングを図っていかなくてはならないということ、上手にやるような仕組みを考えないといけないのです。

ほかに何かございますか。

主要論点は幾つもあるのですが、これは、皆さん、読んできていただいていますね。今日、初めて配られたのですか。

○前田室長 いえ、事前に配ってあります。

○小宮山会長 そうすると、予習してきていただいているはずですよ。

○野村委員 急にゼミのモードになりました。

○小宮山会長 よろしければ、無理にあれすることは無いのですが、よろしいですか。ありがとうございました。

どうぞ。

○前田室長 今、御議論に出ました、プレーヤーなのか、監督なのか、それぞれがどうい

う機能を持って、その機能の裏返しがガバナンスなり、コンプライアンスというものを形づくるのではないか。我々事務局もそういう問題意識を持っておりまして、秋以降の議論の中で、その辺は一緒くたにするのではなくて、指定活用団体はこう、資金分配団体はこう、現場で実際に活動されている団体はこうというところをちゃんと切り分けながら、その辺の御議論をやっていただく必要があるのではないかと考えております。また、その関係の資料などもいろいろそろえたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○小宮山会長 ありがとうございます。

具体案があって、それで議論したほうがいいですね。一般論として、皆さんがおっしゃっているようなガバナンスが明確で、全体として、伸びていくような行動、今、あるものがうまく動けばいいという話だけではないという状況は、もう明確です。

ありがとうございました。

それでは、これで意見交換は終了で、本日いただいた御意見を踏まえて、中間的整理(案)を修正しまして、地方公聴会にて意見聴取をしたいと思っております。

修正に関しましては、委員の皆様、私に御一任いただくことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、本日、いただいた御意見を踏まえまして、修正作業を進めさせていただきたいと思っております。

また、これまでの審議の状況を踏まえまして、当初、想定していたスケジュールを見直したいと思っております。

当初は、指定活用団体の機能と資金分配団体の機能、ガバナンス／コンプライアンス体制、指定基準につきましては、それぞれ回を分けて御議論いただく予定しておりました。しかしながら、制度全体の中で、指定活用団体、資金分配団体、現場の団体が、おのおのどのような機能を持つべきか、今、まさに議論していたところです。それから、主体間のガバナンス／コンプライアンス、及び各主体におけるガバナンス／コンプライアンスも含めて議論を進め、それらを踏まえて、指定活用団体の指定基準の検討を行ってはどうかと考えました。

そこで、お手元の資料3-2にございますように、指定活用団体及び資金分配団体に関するこれらの議論を3回程度にわたって行うことにしたいと思っております。資料3-2のスケジュールです。当面はこのスケジュールのイメージを基本としつつ、議論を進めていきたいと思っております。少し多くなりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、議事「4. 文部科学省『センター・オブ・イノベーション(COI)プログラム』について」に移ります。

本審議会においては、これまで資金による支援だけではなく、伴走型支援や成果を重視した評価の手法等が重要との御意見が出されております。

そこで、施策分野は異なりますが、文部科学省の本プログラムにおける伴走支援や評価

手法が参考になると考えまして、文部科学省科学技術・学術政策局産業連携・地域支援課長の坂本修一様に御説明をいただきたいと思ひます。

坂本さん、お願いいたします。

○文科省 文部科学省産業連携・地域支援課長の坂本です。よろしくお願ひいたします。

先ほど小宮山会長からお話がありましたように、我々のセンター・オブ・イノベーションプログラムは、プロジェクトの伴走型支援あるいは評価、全体を含めたプロジェクトマネジメントの事例として取り上げていただいていると、理解をいたしております。我々からこういった御説明をさせていただくのは、非常にありがたいと思っております、お時間をいただきたいと思ひます。

1 ページをごらんいただきますと、センター・オブ・イノベーションプログラムのコンセプトを簡単に御説明したいと思ひます。

事業概要のところをごらんいただきますと、コンセプトが大体書かれておりますけれども、ポイントは、中ほどの事業概要・イメージと書いてあるところがございますが、このプロジェクトは、イノベーションを起こすということですが、個別の産学連携、技術移転ではなくて、産業界と大学が10年後の日本が目指すべき姿、これは釈迦に説法でございますが、今、人口構成あるいは技術革新が急速に進んでおまして、社会あるいは産業の構造が変化しております。そういった中で、10年後に生じるであろう社会像、あるいは社会的課題を見据えて、それを起点として、必要とされる技術、システムを構想する。そして、研究開発課題を設定していくという、バックキャスト型の研究開発を行うということでございます。

こういったプランニングの特徴に加えて、実際、プロジェクトを進める体制としましても、拠点あるいは大学の中で、産学官の関係者が1つ屋根の下、アンダーワンルーフで計画について議論をし、かつ、実際に研究開発を実施する。アンダーワンルーフタイプの実施体制をつくっておるところでございます。

COIについては、全国の18拠点で活動を展開しておまして、活動拠点については、2ページに地図がございます。

さらに3ページには、各拠点にどういふ企業が参画しているか、あと、テーマ名も書いております。詳しい御説明は省かせていただきますけれども、ごらんいただければと思ひます。

こういった18拠点の活動で、先ほど申し上げました、10年後に目指すべき社会像を見据えたビジョンをそれぞれ持っているわけでございます。そのビジョンは、1ページの下側の左側でございますが、3つのビジョンといいますか、あるいは大きくくりのテーマと言ってもいいかと思ひますけれども、ビジョン1、ビジョン2、ビジョン3に分けて、それぞれ関連する分野、例えばビジョン1ですと、ヘルスケアの関係が中心になりますが、こういった分野で、さまざまなイノベーションを起こす取組を進められているところでございます。

こういったコンセプトで進めている事業でございますけれども、マネジメント体制に着目いたしますと、ポイントは大きく2つございます。革新的なマネジメント体制というところでございますけれども、各拠点のプロジェクトの全体を俯瞰して監督する、COIプログラム全体を監督するガバニング委員会というもの、ここは小宮山先生に座長をしていただいておりますが、産学官を代表する有識者の方にまず全体のガバナンスを行っていただいている。

さらにその下に、企業経験者を中心とした、先ほどの3つのビジョンごとのビジョナリーチームを設置しまして、インテンシブに進捗管理を行っているということでございます。一言で言うと、進捗管理といいますのは、個々の拠点での研究成果を社会実装する、そこに対して、非常に強い誘導をしていくということでございます。

もう一つは、全国の拠点、基本的には大学でございますけれども、ともすれば、拠点内、大学内に活動が閉じてしまうことがございます。しかしながら、全国で横串を刺すべき課題が出てまいります。例えば若手がどんどん育ってまいりますと、そこで、拠点の枠を越えて若手が活動する、そういったものを支援することが必要になる。あるいはヘルスケアの関係ですと、今、さまざまな健康・医療にかかわるデータが出てきておりますけれども、各地のデータをインテグレートしていくような、そういった取組が必要になるということで、全国の拠点を横断するような課題について対応する、これを構造化チームと呼んでおりますが、そういった横串的課題に対応する専門チームを置きまして、プロジェクトの全国的な成果を最大化していこうというマネジメント体制もとっているところでございます。

もう少し詳しく、マネジメントの部分を御説明させていただこうと思います。2ページ、3ページは飛ばして、4ページ目をごらんいただければと思います。センター・オブ・イノベーションプログラムの推進体制でございますけれども、先ほど申し上げました、ガバニング委員会が左側でございますが、ごらんいただいているような、産学官を代表する有識者の方々にお集まりいただいております。

さらにビジョナリーチームにつきましては、ビジョン1、ビジョン2、ビジョン3で、それぞれ産業界の有識者を中心にしたチームが編成されていることが、ごらんいただけるかと思っておりますけれども、ビジョン1ですと、元協和発酵キリンの社長でいらっしゃいます松田先生、ビジョン2ですと、ベジタリアの代表取締役社長、前にシリコンバレーで投資をされていたということですが、小池社長、ビジョン3は、日本工学会の会長で、IHI御出身の佐藤先生、こういった方々を中心に、それぞれの拠点、ビジョン1、ビジョン2、ビジョン3に振り分けられた拠点の進捗管理をしていただいているということでございます。

進捗管理につきましては、5ページ目にもう少し詳しいことを書いておりますけれども、前年度の末に拠点面談をいたしまして、面談の結果をきちっと各拠点にフィードバックして、どういうところを改善していくべきか、ということを通知して、さらに必要であれば、面談をしまして、5月から7月には、実際に現地赶赴いただく。現地赶赴いただくときも、主要な研究者だけではなくて、若手の研究者も含めて、関係者ができる限り集

まって、ビジョナリーチームと議論をする、あるいはガバニング委員会のメンバーの方々と議論する場を設けさせていただいております。さらにサイトビジットの結果を踏まえて、関係者の意見を集約して、またフィードバックを拠点にかける。年度後半の活動をしていただきまして、年度末には、当該年度の成果を確認するとともに、次のステップに進むための論点、課題を特定して、次の年度に移っていく。予算配分もそういった中で評価をしながら進めていくということでございます。

こういった活動を各ビジョナリーチームは、18拠点に対して、延べ80回を超えるような拠点訪問、あるいは個別ヒアリングを実施していただいているということでございます。

こう見ていただきますと、先ほど伴走型支援というお話がございましたけれども、要は実施する機関とビジョナリーチームあるいはガバニング委員会が、被評価者あるいは評価者といった対立する立場ではなくて、研究成果あるいは投資価値を最大化するという共通目標を持って、実施主体と支援者という信頼関係を構築していただいて、日々の進捗管理あるいは評価をしていただいている。これはベンチャーの立ち上げでいいますと、ハンズオン支援になぞらえて行っている活動と言えるかと思えます。

以上が、ガバニング委員会あるいはビジョナリーチームの活動でございます。

もう一つ、横串の活動についても、御説明したいと思えます。6ページをごらんいただければと思えます。ここに構造化チームのメンバーの先生方を並べておりますけれども、特にどういった活動をしているかということで、1つ、例として、健康・医療データの全国的な連携について、御説明をさせていただきます。

7ページは、構造化チーム全体の取組を並べたものですが、これは飛ばします。

8ページをごらんいただきますと、データ連携について、中核機関、弘前大学の拠点でございます。弘前大学が拠点になっておりますのは、弘前市の岩木地区というところで、大規模なコホート研究を弘前大学の医学部と歯学部が中心に展開をされています。

図の真ん中ほどに書いてありますけれども、全体で2,000項目ぐらいのデータ、具体的には、生化学的なデータもございますし、生活習慣、運動機能、そういったさまざまなデータを、毎年、1,000人の市民の方々について、ずっととり続けるということで、10年以上行われているわけです。

こういったコホートデータは、下のほうに書いておりますけれども、1人の人間の分子生物学的データから社会環境的データまでを全て関連づけた網羅的解析が可能ということで、これぐらいクオリティの高いデータというのは、世界的にも手に入りにくいということでございます。

疾患であるとか、あるいは睡眠等の心身の状態と、今のさまざまな分子生物学的データ等との相関を調べる取組は、企業を巻き込んで、周りに企業さん、ライオンさんであるとか、花王さんであるとか、カゴメさんなどと書いてありますけれども、さまざまな切り口で、今、解析が進められているところでございます。

専門家の方々には、御案内のとおりでございますけれども、こういった解析を進めると

きに、医学部、歯学部といった医療の専門家だけではなくて、情報処理の専門家も必要になります。

9 ページに、そういった我が国を代表するような、第一線で活躍されている情報処理の専門家、ここにお名前を掲げさせていただいておりますけれども、ゲノムのビッグデータ解析、ビッグデータ解析による生活習慣病との相関あるいは予兆、超多項目データの新たな解析方法の解析、こういったさまざまな分野の方々にもお集まりいただいて、岩木地区のビッグデータを中心に、これを全国のデータともできる限り統合的に解析できるような、そういうシステムづくりということで、今、進めているところでございます。こういったところも、先ほどの構造化チームが主導的にチーム編成をして、連携あるいは活動のインテグレーションを誘導していく体制をとらせていただいているところでございます。

私からの説明は、以上です。

○小宮山会長 大変ありがとうございました。

きょうも議論になりました、ガバナンスの問題と機能の問題とか、相互主体的な関係、伴走支援、分析力といった話を、どうやって具体的な仕組みに落とし込むかということが、極めて重要なのだと思います。その例として、分野は全く違うわけけれども、向こうはたった100億だし、こちらは700億まであり得るわけで、しかも、今のCOIも、産学連携のエコシステムは、日本は強くないのです。そこをどうやってつくっていくかということをやrittつ、研究をしていく。そういう意味では、ちょっと似ているわけです。

だから、指定活用団体、資金分配団体、最後にやっていただくプレーヤーの方々、こちら辺が相互にリスペクトしながら、相互主体的にガバナンスはきちんと説明責任を果たせるように、なおかつ、分析をしながら、それぞれがやっていることを常に分析、把握しながらやっていこうというのが、構造化チームです。いわば社会的実験をしているわけなのですけれども、少しの参考になるかもしれないという感じです。

ただいまの御説明で、御質問、御意見等があれば、ぜひお願いいたします。

順番はどうでしょうか。岸本さんから、どうぞ。

○岸本専門委員 単純に質問をさせていただきます。

大変有意義な事例を御報告くださりまして、ありがとうございます。

今、御説明いただいたような仕組みについて、受け手となっている各大学は、どういう評価をなさっていらっしゃるのでしょうか。支援というのか、マネジメントというのか、微妙なラインだと思うのですけれども、大変効果的であるとお考えなのか、重荷である、あるいは介入であると考えていらっしゃるのか、その辺の評判をお聞かせいただければと思います。

○文科省 ありがとうございます。

非常に重要なポイントです。これは立ち上げてから5年目に入ります。大学の先生方には怒られるかもしれませんが、先ほどまさにお話があったように、当初は大学のカルチャーとして、みずから主導で立ち上げた計画について、外部からの御指摘等々は、あ



る意味、介入というか、それを受けることについて、ヘジテートするようなどころはありました。このプロジェクトでもありました。

しかしながら、先ほども申し上げましたように、それは、評価者、被評価者というような対立的な関係ではなくて、いかに共通目標を持って、その目標を達成するか。目標の達成というのは、社会的な価値につながるわけですけれども、価値を最大化するための目標のすり合わせがきちとなされれば、これはポジティブな方向にいきます。要は今まで研究拠点の側で気づかなかったような課題であるとか、発想を外部の視点で持ち込まれるということ、2年から3年ぐらいの時間が経過した後、各拠点とも、ビジョナリーチームあるいはガバニング委員会のコメントは、ポジティブに評価されるようになっております。そこで積極的にコミュニケーションしようという空気が生まれております。

○小宮山会長 ほかにございますか。北地委員、どうぞ。

○北地委員 今、おっしゃったお話で、すごく感じたのですけれども、日本の大学の産学連携は、プログラムの動かすことは、学者さんサイドがなれていらっしやなくて、伊藤穰一さんなどが見ていたら、いらいらしていたのだらうと思いますが、こういう形でマイルストーンを見やすい形にさせていただけると、非常に動きやすいと思います。

一方で、今、我々が取り組んでいるものとの違いというのは、研究開発と事業という競争社会的な領域のところなので、そういう結果が割と出しやすいと、組んでいるベクトルが余りぶれないのです。私たちがこれからやろうとしていることは、横連携でいかに広げていくかという、インフラづくりのところがあるのです。

1つ、お伺いしたいのは、最近、私、マイクロバイオームという、腸内フローラとか、ああいう環境のことを進めようとしていたのですが、企業の知財とか、自分の持っているデータに対するある種のエゴがありまして、こういうものは、なかなかクロスできないのです。今回の私たちのものは、クロスしていかなければいけないと思うのですが、こういう環境になると、そもそも自分で占めたいというものは、少しオープンになっていくものなんでしょうか。

○文科省 ありがとうございます。

これは小宮山先生が委員長ですが、我々は、明らかにオープンになるというか、今、先生がおっしゃるところは、産学連携の本質的な問題でして、オープンクローズの戦略というのは、企業にとって非常に重要である。オープンイノベーションの中で、自分たちである意味がちり抱え込むというか、閉じた世界で収益性を確保する部分と、いかにオープンで連携をして、コストも下げて、チャンネルも広げて、機会を拡大していくかという部分、その境界をしっかりと設計する必要があるということは、盛んに言われております。

センター・オブ・イノベーション事業のような、将来、どういう社会が生まれるかというところ、その共通認識から、企業側は事業戦略を考える。大学側は、基礎研究からいかにその課題に迫れるかという、研究のアプローチを考える。これを組み合わせると、境界がだんだん見えてくる。よく非競争領域と競争領域と言われますけれども、そういった

ところの領域の設計、この部分は、自分のビジネスの成果としてがっちり固めよう。ただ、それ以外の部分は、大学に委ねるとするか、一緒にやる。そこは、特許を取っても、論文としてオープンにされるとか、そういうことは、だんだんお互いで合意ができてくることが、生まれてきています。そういったところをベースに、大学のマネジメント自身が、今、どんどん高度化していると言えらると思います。

○北地委員 いいお話です。

○小宮山会長 駒崎さんが先に挙げておられました。どうぞ。

○駒崎専門委員 先ほどの評価者が単に上から目線で評価するだけではなく、相互に、ともに同じアジェンダに向かって進んでいくという、その姿は、休眠預金の活用の際においても、モデルになると感じました。どうしてもお金の出し手が監査するみたいなところが強くなって、そこである種の敵対関係が生まれてしまうということが、起こりがちですので、それは非常に参考になると感じました。

同時に、センター・オブ・イノベーションなどの成果は、ある種テクノロジーの成果によって、社会的課題を解決していく実装フェーズにおいて、休眠預金のお金もある程度活用できるのではないかという思いもいたしました。こちらの場合は、かなり基礎研究という感じになると思うのですが、例えば社会の課題を解決しようといったときに、今だとAIを活用して、児童虐待を何とかしようみたいなことも行われていたりします。そういうテクノロジーで、社会課題を解決という部分に関して、これまで休眠預金の活用の議論をしてまいりましたけれども、想定されるプレーヤーとしては、一般的なNPOなどが考えられていましたが、同時に、テクノロジーを持っているような、ある種大学や研究者の方々も、NPOと実装フェーズで組んでいくということも、十分に考え得ると思っていますので、そういった幅広い議論を、これから主に11月から1月まで、資金分配団体などの話もしますので、そういったところで、より深く議論できたらいいと感じました。

○小宮山会長 今のポイントは重要で、COIはただの基礎研究ではないのです。COIは社会実装を目標とする。要するに大学と社会との間をつなぐ部分をつくらう。そうすると、大学の中もよくなるというモデルなのです。ですから、ニュートラルにやっているわけではないのです。

岸本さんが早く挙げられました。どうぞ。

○岸本専門委員 2つありまして、引き続き伺いたいことが1つと、私の意見が1点あるのですけれども、1つは、先ほど信頼関係というか、協力関係をつくるのに、2～3年かかったというお話があったと思います。それから、最後のページにあるように、高度な専門的な観点を持った方々のサポートチームを形成しておられる。私の質問は、1つは、そういったコストというのは、つまり伴走にかかるコストというのは、実際に行動を起こしている、例で言うと、弘前大学という大学の拠点に落ちるお金と、どれぐらいの比率になっているのかということなのです。おおよそでいいのですけれども、ぱっと拝見すると、同じぐらいかかっているように見える。同じはちょっとオーバーかもしれませんが、かなり

かかっている感じがしまして、その辺は、今後の伴走にかかる資金をどう考えるかということの参考にしたいというのが、1点でございます。

○小宮山会長 とても重要です。

○岸本専門委員 もう一点は、単に私の感想なのですけれども、小宮山先生がおっしゃったように、社会実装という部分においては、まさに休眠預金と重なる部分があると思います。しかしながら、こちらの場合には、プレーヤーが大学と企業である。したがって、このガバナンスというか、説明責任にかける部分と、休眠預金が対象とするNPO、社会起業家、社会的事業体が担える事務コストにかなりの差があるのではないかと。もし社会実装でNPO、社会起業家というものも考えた共同関係をつくるとしたら、事務負担みたいなものを下げるような工夫が必要ではないかというのが、私の意見です。立場は違いますが、御意見を伺えたらというのが、2点目でございます。

○小宮山会長 そこら辺は、いかがですか。

○文科省 手元に集計したデータがないので、あれなのですけれども、我々が費用について接しているデータで、感覚的に先ほどのビッグデータ解析でいうと、構造化チームが主導して、各拠点を支援するような情報解析のチームをつくったところの横断的な部分の活動費用、あるいはビジョナリーチーム、ガバニング委員会のコストも含めて、1割はかかっていないと思います。これは80億なので、1割で8億なのです。でも、そこまでは多分かかっていないです。

ここにはポイントが2つあって、これは私見ですし、口幅ったいのですけれども、社会的課題を起点にしたソーシャルイノベーションを起こすような活動になると、さまざまなレイヤーのプレーヤーが、みずからの活動を内部化しようとするのです。これは単に大学あるいは個別の企業だけではなくて、先ほど小宮山先生が社会実装とおっしゃいましたけれども、今、青森あるいは北海道の岩見沢市もそうなのですが、何が起こっているかというと、実際にこうやって解析されているデータから、市民に対して、例えば青森であれば、日本一の短命県を返上するために、いかに県民の健康状態をよくするかということで、行動変容を起こすような情報提供というか、あるいは医師会とか、学校と連携して、いろんな活動を起こすということが始まっています。岩見沢市でも、健康経営というものを重視されて、母親になる方、女性に対して、栄養状態に関する情報提供をどんどん行う。

そうすると、そのコストというのは、全部COIから出るのではなくて、自治体とか、企業などに内部化されるために、コストもどんどん分散され始めます。そういうことで、ソーシャルイノベーションを起こす活動だと、コアの部分をCOIが国費でやり続けるという設計ができるのではないかと。我々はそれを目指しているということです。これを国費で全部やると、とてもではないのですけれども、コストがかかり過ぎてできません。そういう状況です。

○小宮山会長 今回のポイントは、非常に重要で、大学の場合、私が前から言っているのは、研究費の1割を、今、言ったようなことに使えということです。それは機能すると思って

いたのです。ここはまた違うと思うのです。だから、今の伴走支援とか、分析、連携の促進といった部分に、どれぐらいのお金を使ったらいいのかというのは、ちょっとわかりません。よく議論しながらやらないと、わからないと思います。

順番からすると、野村さん、宮城さん、服部さんだと思いましたが、野村さん、どうぞ。

○野村委員 何度も発言しまして、恐縮です。

1点伺いたいというか、伴走型で支援されるというのは、非常に有益だと思いますし、私がイメージしていた、先ほどのいわばハンズオンでベンチャー支援をするようなイメージというのは、非常に共通性があると思いますので、よく理解できました。

私が1つ伺いたかったのは、今、お話があった費用の問題だったのですが、もう質問がありましたので、そこは結構なのですけれども、こちらの拠点を選ぶプロセスについて、教えていただきたいと思います。

私は大学人なので、通常、文科省さんからいろいろなものがきますと、資料をたくさんつくって、当たった、外れたといつもやっているわけです。

○小宮山会長 ポイントは、お金をもらうときは一生懸命やるけれども、もらったら、自分のものだと思ってやっているでしょう。そこが問題なのです。

○野村委員 すみません。

○小宮山会長 だから、継続的に相互主体的な評価をやろうというのが、この1つの話だったのです。

○野村委員 おっしゃるとおりです。

○小宮山会長 あなたみたいな方を排除するなんてことは、言ってはいません。

○野村委員 了解しています。そこはわかっています。

○小宮山会長 みんな同じだけれどもね。

○野村委員 結局、問題となっているのは、今、プロジェクトを動かしておられる方々が選んだのか、それとも、文科省で選ばれたものについて、このようなマネジメントシステムがセットされているのかということ、教えていただければと思います。

○文科省 そこはミックスされています。この中に、採択のときの審査にかかわられた方もいらっしゃるけれども、後から加わられた方が多いです。

先ほど御議論がありましたけれども、通常の研究プロジェクトと違いますのは、計画書がよければ、あとは、研究者に委ねるのではなくて、活動のコンセプトあるいはビジョンをしっかりと押さえて、当然資金計画も含めて、計画を見るわけですが、さらに軸とすべきは、ターゲットなり、ビジョンでありまして、そこを実現するためのアプローチというものは、はっきり言うと、自由度をある程度認める。ただ、そこは、ビジョナリーチームとの対話の中で、最適なものを見つけていくというところに、各拠点、我々もそういうふうに心がけております。

○野村委員 私のイメージからいけば、私も若かりしころは、指導教授がいて、自分

の研究に対して、自分では一生懸命やっているつもりなのに、小宮山先生のような、非常に厳しい先生に御指導いただきながら、こんな研究ではだめだという話になりまして、他の分野の先生からもいろんな御指導をいただきながら、研究者としてやってきたという経緯があるのです。ただ、私の人事をその方が決めているかという点、必ずしもそうではなくて、そこはまた別のプロジェクトとして、切り分けられていたところがあって、そこが1つあるからこそ、クリアになっている部分もあると思います。

先ほど来の問題点としては、選ぶところの役割として設置されていた人たちに、この機能をつけていくという議論になっていきますと、やはり混然一体となってしまう可能性があるのです。そのあたりのところがきれいに整理されれば、伴走型で一生懸命支援しながら、新しいものをつくり上げていくという、この設定自体は、非常に望ましいものだと思いますが、これがうまくいくような形の制度設計をしていただければと思います。

○小宮山会長 ありがとうございます。

宮城さん、どうぞ。

○宮城専門委員 先ほどの岸本さんのやりとりと通じる場所なのではけれども、すごくヒントになったのは、今回の指定活用団体と資金分配団体との関係性において、伴走支援の構造がはまると伺っていたのですが、そう考えたときに、資金分配団体とCOIの拠点が同じようなレイヤーだと仮に位置づけると、ハンズオン支援はすごく有効だと思ったのですが、今回の休眠預金の場合は、地域の資金分配団体の活動そのものと社会実装の部分、要するにガバナンスというよりは、実際の社会実装にかかわってくる部分も、資金分配団体の役割として入ってくると思ったのです。そう考えると、先ほどガバナンスに割いているとおっしゃったコスト以上に、資金分配団体及び全体のエコシステムの運営に係るコストというのは、結構高くつくとお話を伺いながら、思いました。

言いたかったのは、資金分配団体が地域のCOIというか、センター・オブ・イノベーションのような役割を仮に持つとすると、その地域及び課題の領域における人材育成とか、例えばリソースを獲得するプラットフォームをつくるというところまで、仮に機能を持っていく必要があるとするならば、結構なコストをその部分に割かなければいけないという気がしました。そこは、我々として、改めて見解を持つ必要があると思ったというのが、1点です。

もう一つは、一方で、プレーヤーをどう選ぶかということとか、現場のプレーヤーをどう選ぶ、それを評価するかということは、ハンズオン支援の部分のやり方とともに、先ほど経沢さんが言われたような、例えば実際のソーシャルインパクトや利用者のリアクションということを反映させていくような、客観的な指標みたいなものを加えていくことが、きょう、御紹介いただいた枠組みの中には、余りない部分かもしれませんが、改めて考える必要があると思いました。

○小宮山会長 どうもありがとうございました。

質問というよりは、意見ですね。

○宮城専門委員　そうです。

○小宮山会長　どうもありがとうございました。

服部さん、どうぞ。

○服部委員　ありがとうございます。

私も手短になのですけれども、今のお話のどの部分を参考にするのかといったところだと思いました。私もRISTEXのマネジメントチームに入らせていただいていますので、このスキームは、イメージできると思っています。文科省のほうは、非常に伴走するというイメージなのです。ですので、休眠のほうも、ここまでするのかというのが、第一印象でございました。

かつ、ビジョナリーチームのチーム編成を、休眠の地方のところで考えたときに、どういう人材を伴走にさせていただくのかといったところも議論していかないと、若干固定してしまうという気がしています。

もしRISTEXと同じようなものであれば、ビジョナリーチームのいいところは、選抜させていただいたものに伴走するので、ある種、責任を持つのです。やはりこうだった、思っていたよりこうだった、だから、もっとこうしていただいたほうが良いという御意見になってくるので、先ほど来から、選ぶものと、支援するものと、どう分けていくのか、どう接点を持っていくのかといったところは、一長一短があるという気がしていますので、本日の例は、相当な伴走ですから、そこまでやるかという議論をしていったほうが良いという気がしました。

以上です。

○小宮山会長　ありがとうございます。

それでは、尽きないところではあるのですけれども、時間もございますので、参考になる御発表をいただきまして、大変ありがとうございました。

坂本課長は、ここで退席されます。ありがとうございました。

(文科省関係者退室)

○小宮山会長　次に、議事「5. ソーシャルファイナンスについて」に移りたいと思います。

秋以降の審議会におきまして、資金の活用の成果に係る評価のあり方と、成果に係る目標に着目した助成・貸付・出資といった革新的な手法の開発の促進について、御議論いただく予定となっております。

この議論を進めるに当たっては、ソーシャルファイナンスの知識が不可欠ですので、本日は、その概要について、多摩大学大学院特任教授の堀内勉先生から御説明をいただきたいと思い、お越しいただきました。

堀内先生、お願いいたします。

○堀内教授　ただいま御紹介にあずかりました、堀内と申します。よろしくお願いいたします。

きょうは、この場で、時間をいただきまして、ありがとうございます。

ソーシャル関係の専門家の方がたくさんいらっしゃる中で、御説明させていただくのは、大変僭越なのですが、10分ぐらいお時間をいただきまして、ソーシャルファイナンスとは何かということについて、簡単に御説明させていただきたいと思います。

資料5に「新しい金融のあり方“ソーシャルファイナンス”の概要」という資料があります。これに沿って、御説明させていただきたいと思います。

今、皆さんで議論されている休眠預金の活用ですが、それは、新しい金融、ソーシャルファイナンスという大きな概念の中の一部なのではないかと思ひまして、そういう観点から、資料をまとめさせていただきました。

ページをめくっていただきますと、1ページは、私の自己紹介なので、これは簡単に終わらせていただきます。

今、資本主義の研究、新しいファイナンス、特に非営利法人のファイナンス、そういったものを研究しております、もともとはコーポレートファイナンスから入ったのですが、金融が社会的に果たす役割が何なのかという観点で、少し矛先を変えて、今、ソーシャルにシフトしているということでございます。

2ページは『Forbes JAPAN』の8月号に出ていた私の記事ですので、御参考にしていただければと思います。

3ページからが本題でございます、私はもともと銀行員や証券マンをやっていて、それから、企業のCFOを長くやっていたのですが、それで、コーポレートファイナンスから入ってきましたということで、コーポレートファイナンスについて、簡単に御説明させていただきますと、ここにありますように、企業価値を最大化するためにはどうしたらいいかということを考えるためのファイナンス理論の集積が、コーポレートファイナンスの理論になっております。

主に営利法人が対象になっているということです。

それから、金融というのは、今、グローバルな形で進展していますので、世界的にスタンダードな理論が構築されているということでございます。

これに対して、ソーシャルファイナンスとは何かということです。ソーシャルファイナンスの定義自体は、まだちゃんと固まっていないのですが、下の参考のところにありますように、幾つかの定義を挙げてきました。

上にあるのは、社会・環境面でのリターンを主目的とした資金配分。時に経済的リターンも伴う。こういった定義がなされています。

ポイントとして、真ん中に挙げたのは、社会的リターンを生み出すことを目的にしたファイナンス手法で、社会起業家に資金を提供する新たな手法として注目されています。

特徴としては、社会的リターンの追及、社会的成果の測定・評価になっております。

最近では、ここで議論されているように、寄附とか、助成とか、出し切りではなくて、資金を回収することも想定した手法が、次から次へと出てきている。そういうものが、ソ

ーシャルファイナンスの概念でございます。

4 ページは、私の頭の中にある、コーポレートファイナンスとソーシャルファイナンスがどういうふうにお互いに近寄ってきているかという絵になりまして、右側はコーポレートファイナンスの領域、左側がソーシャルファイナンスの領域で、一番左側に、今、申し上げた寄附、助成がありまして、営利法人の右側のほうは、資本市場、これはリターンを追及するマーケットですけれども、それぞれがソーシャルな領域でも、持続可能性という観点から、それから、コーポレートな領域からは、CSV、ESG、SRIといった社会的価値に配慮しましょうという観点が出てきて、今、これはお互いに歩み寄っている状況だと思いません。

5 ページは、コーポレートファイナンスとソーシャルファイナンスの領域を整理した絵でございます。審議会で、程委員から出していただいた資料で、社会的リターンと経済的リターンの両軸という資料がございましたが、それと同様の観点で、縦軸が社会的リターンの大小、横軸が経済的リターンの大小になってございます。

コーポレートファイナンスは、当然経済的リターンを追及する領域ですので、右側に寄っております。ソーシャルファイナンスは、社会的リターンを追及する領域ですので、上側です。それぞれが別の領域だったのですが、例えばソーシャルな主体から見ていただきますと、左下のコミュニティーとか、団体というのは、社会運動・慈善団体、それから、少し右に寄ってきて、社会的企業、一般企業もCSR的な観点が入って、社会的企業のほうに寄ってきている。領域的には、こういうふうに重なってきている部分があるということです。

具体的にソーシャルファイナンスの内容について、どういうものがあるのかというのが、6 ページにまとめた資料でございます。上側が給付とか、助成とか、先ほど申し上げました、出し切りのものです。真ん中が投資・融資、下はその他でございます。

寄附とか、助成は、個人・企業の寄附とか、グラントです。これは皆さんなじみのあるものでございます。

真ん中が投資・融資で、社会・環境面に配慮した投融資と社会的意図を持った投融資、この2つに分けております。完全に分けられるものではありませんが、どちらかというところ、上は受動的な観点での配慮、下が能動的な観点による配慮ということです。

上のほうは、ESGとか、SRIとか、株主アクティズム、ダイベストメントといったことがあって、下のほうは、社会的インパクト投資、協同金融／連帯金融、ソーシャルバンク等々です。こういった内容になっていまして、ソーシャルファイナンスは、こんな感じの内容で分けられるということです。

具体的にどういうものがソーシャルファイナンスとしてあるのかということで、例としては、たくさん挙げられますけれども、7 ページに1つだけ例示として持ってまいりました。

ソーシャルファイナンスの例ということで、日本ベンチャー・フィランソロピー基金、



JVPFというものがございまして、これは日本財団さんとソーシャル・インベストメント・パートナーズさんが一緒に基金をつくっておりまして、いわゆるベンチャー・フィランソロピーをやっています。

右側は絵なのですが、左側の簡単な説明にあるように、非営利組織や社会的企業に対して、経営支援と資金支援を提供することで、事業の成長を促し、社会課題解決を加速させるフィランソロピーの新しい形がございます。先ほど文部科学省の方の御説明にもありましたように、まさに伴走型の支援になります。

アメリカで始まりましてということが、真ん中に書いてあります。

左下ですが、この基金が日本初の本格的なベンチャー・フィランソロピー基金であるということがございます。

右側の絵は、真ん中に赤い丸の点々で書いてあります、助成、投融資を支援先に行うために、ワーキンググループがありまして、このワーキンググループは、日本財団とソーシャル・インベストメント・パートナーズと一緒につくっている。今までの議論でいいますと、ここが資金分配団体的なイメージで、実際、上に基金がございまして、ここがお金を出すわけですが、これが指定活用団体的なイメージになると思います。

8ページは、これをもうちょっと整理しまして、事業内容から見たソーシャルファイナンスです。

上にオレンジと赤で書いてある、横に並んでいるものが、社会的事業のスペクトラムということで、左側は寄附に依存した非営利組織とか、寄附と事業収益が併存する非営利団体ということで、社会的インパクトだけを追求している組織です。一番右側になると、一般的な営利企業ということで、この間にいろんなレンジがあるということがございます。

それぞれに対して、どういうファイナンス手法があるかということ、下に並べておりまして、今、申し上げました、ベンチャー・フィランソロピーなどは、寄附から配当を受け取る部分まで幅広くやっている。真ん中は、左側が寄附で、右側が社会的投融資です。

下が社会的責任投資、SRIですが、これは一般の企業が行っているSRIです。

私が、今、申し上げている、ソーシャルファイナンスというのは、レンジ的には一番左から右のほう、一番下の濃い青で書いてある辺のレンジ、ですから、概念的には一番広い概念になるかと思います。

9ページは、ソーシャルファイナンス市場の発展段階ということで、これは海外の資料からとったのですが、日本、英米、英米の5～10年後、一番右が成熟期ということで、今、日本では、まさに左側のソーシャルファイナンスの市場をこれからつくるという議論をしている段階だと思います。

10ページは、ソーシャルファイナンスが支える第四セクターの意義づけということで、政府、営利法人、非営利法人、こういったものの中にある第四セクターをソーシャルファイナンスとしてサポートしていく、こういった意味合いがあるのではないかという説明資料でございます。

最後が11ページでございまして、ソーシャルファイナンスと休眠預金の海外事例です。これはこの審議会の資料でもあったようですけれども、アイルランドで、2003年に基金が設立されました。

イギリス、韓国もあります。イギリスが、今、一番進んでいるという理解ですけれども、Big Society Capitalができ上がって、主に中間支援団体への投融資、投資対効果の指標を取り入れることで、ソーシャルファイナンスのホールセラーとしての役割を担っている。こういった状況になってございます。

12ページ以降は、今、御説明したものの参考で、いっぱい資料がついていますので、この辺は御参考にしていただければと思います。

簡単ではございますが、以上がソーシャルファイナンスについての説明です。

○小宮山会長 ありがとうございます。

今後、議論は活発にやらなければならないのですが、この段階で、もし御質問等がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○北地委員 昔、企業が公的な部分をやるのは、ステークホルダーの位置づけが、時代によって、重みづけが変わるからだと思っていたのです。例えば日本が労働者を遇していたのは、生産形態に合っていたり、経済環境に合っていたりしていた。今、イギリスはとも不思議でして、そもそもチャリティーとか、その前には、揺りかごから墓場までということで、常にソーシャルをケアする仕組みと文化を持っていたのですが、これはステークホルダーとは離れて、そういうところからスタートしているところで、社会が存立しているというのが考え方なのでしょうか。

○小宮山会長 お答えいただいても、いただかなくても、結構だと思います。

○堀内教授 感想になってしまうのですが、確かに日本とイギリスというのは、社会構造の違いがあります。ただ、日本は、社会構造が少し変質してきている中で、今、こういったものが求められていると、私は理解しています。

○小宮山会長 宮城専門委員、御質問ですか。

○宮城専門委員 違います。ごめんなさい。

○小宮山会長 時間がなくなってきましたのですが、服部さん、どうぞ。

○服部委員 1分以内にいたします。

細かい話で申しわけないのですが、ソーシャルファイナンスの領域のところなのですが、コミュニティー団体はソーシャルリターンが小さいという、ステレオタイプの図になっているのですが、先生もそのようにお考えだということでしょうか。

○堀内教授 結果的に社会的リターンが小さい。ここは出発点として書いただけで、小さいと決まっているという認識で書いたわけではないです。ですから、これが大きいということも、当然あるのですけれども、今は社会的リターンに注目した活動が多くなっているということです。これは時間軸として、出発点だと理解していただければと思います。

○服部委員 ありがとうございます。

○小宮山会長 それでは、短くお願いします。工藤さん、どうぞ。その後、飯嶋先生、それでおしまいになります。

○工藤専門委員 今、仮想通貨とか、ICOという、新しいある種の通貨が台頭していく中で、ソーシャルファイナンスの中にも、そこら辺が入ってくるような感覚はあるのですけれども、先生の御意見として、今ある、いわゆる国家を前提としない通貨とソーシャルファイナンスの関係性の相性がよさそうかどうかみたいなものは、現時点でもし御意見があれば、お聞きしたいと思います。

○小宮山会長 全部あれしてから、お答えいただけるものだけ、お答えいただくことにしましょう。

飯嶋さん、どうぞ。

○飯嶋委員 ありがとうございます。

第四セクターという概念は、余りありませんでした。

あと、4ページにありました、国連がやっているSDGsという指標を出してきて、ESG投資というのは、日本国においても、年金のほうで、巨大投資家として、ESG投資をやっていますという話で、これに引きずられて、議決権の問題があって、一般の民間の株式会社もそこを意識している。ソーシャルな部分に対しての取組などもかなり意識してきて、そこにお金をかけているというイメージ、舵が切られていると思うのですけれども、営利を外れて、外国の事例などで、かなり民間の株式会社が、入り口の動機はともかく、流れとして、ソーシャルのところ、資金提供をかなり進めて、能動的にやっていく動きがあるのかどうかということを、教えていただけますか。

○小宮山会長 ありがとうございます。

飯盛さん、どうぞ。

○飯盛委員 貴重なお話、ありがとうございます。

ポイントに挙げておられます、社会的成果の測定と評価につきましても、非常に大切なところだと思います。先ほどの議論のように、例えば評価の大きなコストなども勘案した上で、幅広い分野における社会的成果の測定・評価方法の望ましいあり方について、お考えがあれば、教えていただければと思っております。

○小宮山会長 今後の議論に生かす点が多い御発言だと思いますけれども、今の段階で、お答えいただけるものは、お願いいたします。

○堀内教授 まさに、今、御質問いただいたことは、小宮山先生が言われたように、これからこの審議会でも議論されていくことだと思っています。

クラウドファンディング、ネットの金融の話でしたね。

○工藤専門委員 仮想通貨などです。

○堀内教授 仮想通貨の話ですね。そういった国家の枠組みを離れたものは、特にマイクロファイナンスとか、そういった面で、ソーシャルファイナンスに非常に有効に活用でき

るのではないかと考えています。

それから、SDGsの話で、必ずしも営利を目的としない企業活動みたいなお話をされていましたが、先ほど申し上げましたように、私の理解では、営利法人も社会的な価値を追求するというのを、前面に押し出している企業もはっきりと出てきているので、そこはまさにソーシャルな領域とお互いに歩み寄っているというのが、私の理解でございます。

成果の評価のところですけども、これはイギリスとか、そういったところで、いろんな例はあると思いますが、それはまさにこれからここで議論して、検討していくことだと考えております。

○小宮山会長 ありがとうございます。

時間がまいりましたので、たくさん御意見はあると思いますが、今後の議論にさせていただきますと思います。

私から1つ提案させていただきたいのですが、既にこれまでの審議会におきましても、イノベーションの創出と裏表の関係にあります、リスクを一定程度許容する必要性、あるいは今も御発言がございました、その他の事業に係るあらゆるプロセスにおける評価の重要性とか、社会の諸課題を解決するためには、革新的な手法の開発が不可欠といった論点は出されておりますが、これらをさらに深く検討して、実装可能なものとするためには、ソーシャルファイナンスにおける専門的な知識が不可欠だと思います。

また、検討は、イメージ論で進めるのではなくて、我が国での先端的な取組や欧米の先進事例についての事実関係、及び審議会でも議論すべき論点を整理した上で進める必要があると考えております。

そこで、お配りした資料6のとおり、堀内先生に私の調査アドバイザーになっていただき、調査アドバイザーグループを設置した上で、我が国における先端的な取組や欧米の先進事例についての事実関係、及び審議会でも議論すべき論点の整理を事務局とともにしていただき、11月初旬に開催を予定しております、第6回審議会、次の次になりますけれども、そこにおける革新的な手法の検討の際に、御報告いただくことにしたいと思うのですが、委員の皆様、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○小宮山会長 ありがとうございます。

それでは、堀内先生、大変でございますけれども、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事は、以上で全て終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等がございましたら、お願いいたします。

○前田室長 次回の会議日程等につきましては、追って、私ども事務局から御連絡させていただきますと存じます。どうぞよろしく願いいたします。

○小宮山会長 どうもありがとうございました。